

# 大気汚染防止法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

大気汚染防止法により、環境センターの施設より発生する排ガス中のばい煙濃度を年2回以上自主測定することが義務づけられています。

このたび、平成30年度(平成30年5月)(1回目)に実施しました自主測定の結果(ストーカ炉)を公表いたします。なお、測定の結果、大気排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

## 1 排ガス(1回目)

ストーカ炉(1号炉)

採取年月日:平成30年5月24日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.001未満 <sup>※1</sup>	0.15	集塵機出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法(普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	11:18~13:26	-	-	

※1「ばいじん」濃度測定結果の「0.001未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.21 <sup>※2</sup>	68	集塵機出口	JIS K 0103 化学分析方法(イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	11:23~12:04	-	-	

※2「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.21」は大気排出基準値の「68」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	130 <sup>※3</sup>	250	集塵機出口	JIS K 0104 連続分析法(化学発光法)
測定時間	時:分	11:00~12:00	-	-	

※3「窒素酸化物」濃度測定結果の「130」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	76 <sup>※4</sup>	700	集塵機出口	JIS K 0107 化学分析方法(イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	11:23~12:04	-	-	

※4「塩化水素」濃度測定結果の「76」は大気排出基準値の「700」に適合しています。

ストーカ炉(2号炉)

採取年月日:平成30年5月24日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.013 <sup>※5</sup>	0.15	集塵機出口	JIS Z 8808 ろ紙捕集方法(普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	11:13~13:26	-	-	

※5「ばいじん」濃度測定結果の「0.013」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.11 <sup>※6</sup>	68	集塵機出口	JIS K 0103 化学分析方法(イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:15~12:57	-	-	

※6「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.11」は大気排出基準値の「68」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	130 <sup>※7</sup>	250	集塵機出口	JIS K 0104 連続分析法(化学発光法)
測定時間	時:分	12:15~13:15	-	-	

※7「窒素酸化物」濃度測定結果の「130」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	25 <sup>※8</sup>	700	集塵機出口	JIS K 0107 化学分析方法(イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	12:15~12:57	-	-	

※8「塩化水素」濃度測定結果の「25」は大気排出基準値の「700」に適合しています。